

岩手県公安委員会告示第3号

指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第4条第1項の規定により、指定講習機関から次のとおり変更する旨届出があった。

平成20年3月7日

岩手県公安委員会

委員長 佐藤 ソノ子

指定講習機関の名称	講習を行う事務所の名称	変更事項	内容	
			変更前	変更後
有限会社釜石自動車学校	釜石自動車学校	指定講習機関の名称	有限会社釜石自動車学校	株式会社釜石自動車学校
		代表者の氏名	小澤 和夫	小澤 伸之助